

公調委事第 166 号
令和 4 年 8 月 2 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

公害等調整委員会委員長
永 野 厚 郎

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

令和 4 年 3 月 23 日付け国不収第 115 号をもって意見照会のあった、道路事業（以下「本件事業」という。）に関して、A 収用委員会（以下「処分庁」という。）が令和 a 年 b 月 c 日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対する X（以下「審査請求人」という。）からの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
本件事業の対象地（B 地。以下「本件土地」という。）の収用に伴い残地となる C 地の土地（以下「本件残地」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第 76 条第 1 項の「残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となる時」に該当し、同法に基づく残地収用の請求が認められるべきである。処分庁は、本件残地が舗装私道として、本件土地の西側にある宅地（D 地。以下「本件宅地」という。）に必要な土地であるとの認定をするが、本件宅地はその西側の市道と接し、それ以外の道路は必要ないとして、本件宅地の東側では本件残地との間に 20cm ほどの空地（以下「本件空地」という。）を設けた上で、本件土地及び本件残地を建築基準

法第42条第1項第5号の指定（以下「道路位置指定」という。）を受けた道路（以下「位置指定道路」という。）としたから、本件宅地は本件残地を利用することができない。したがって、処分庁の認定には事実誤認がある。

また、本件残地は、本件事業により位置指定道路としての形態がなくなり、本件事業によって整備される道路（以下「本件新設道路」という。）に接続しなければ、道路としての機能を単独で発揮することは難しい。

したがって、本件残地は、法第76条第1項の「残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるとき」に該当し、同法に基づく残地収用の請求が認められるべきである。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

資料によれば、本件土地及び本件残地（いずれも本件裁決申請時、審査請求人を含むd名の共有）につき、昭和e年f月g日付け告示第h号による道路位置指定が行われ、その後、平成i年j月k日付け告示第1号による道路位置指定の変更が行われているが、本件土地と本件残地についての道路位置指定に変更はないところ、それらの事実を示す台帳においては、審査請求人の主張どおり、本件宅地と本件残地の間に、幅20cmの本件空地が存在していることが窺われる。本件宅地の西側には市道が存在し、本件宅地が接道義務を果たすために本件土地及び本件残地を必要としなかったためと推定される。

しかし、資料によれば、本件残地は、本件土地ともに、本件宅地の東側の周辺宅地（E地、F地）のための位置指定道路として通行の用に供され、本件宅地からも当該位置指定道路への通行は可能な状態となっていたことが認められる。本件空地の存在が、その通行を妨げるものであったことを窺わせる証拠はない（なお、当該道路にかかる通行者の通行利益は、原則として、道路位置指定に伴う反射的利益にすぎず、妨害排除等の請求権があるとは解されていないが、通行について日常生活上不可欠の利益を有する者については、通行を妨害する行為の禁止を求める権利（人格権的権利）が肯定される場合も認められている（最高裁平成9年12月18日第一小法廷判決・民集51巻10号4241頁参照）。）。

そして、本件土地が本件事業の対象とされ、本件裁決により本件新設道路の一部となったとしても、本件残地については、道路位置指定の廃止がなされた事実は本件において主張立証されておらず、また、黙示的に廃止がなされたと解する特段の事情も存しないことから、当該指定の効力が当然に失われたと解することはできない。そのため、本件裁決後においても、本件残地に関しては、本件新設道路と本件宅地を連絡する通路として通行

の目的に供することが困難となる事情を認めるに足る証拠はない。確かに、本件残地について、本件新設道路の整備により本件宅地の東側周辺宅地が接道義務を果たすという道路位置指定の目的は失われたとみることはできるが、法第76条第1項の「従来利用していた目的」に、本件宅地からの通行の目的が含まれないとする理由はない。すなわち、本件残地が本件事業の前後を通じて道路位置指定に伴う規制の下に置かれた土地であるという点に関して変更が認められない以上、本件宅地から道路への通行という従来から使用されていた目的に供することが困難となったとはいえない。したがって、法第76条第1項の「残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となる時」に当たるとは認められないことから、残地収用の請求権を肯定することはできない。

3 以上のとおりであるから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。

もつとも、前記の事実関係に鑑み付言するに、収用の前後を比較してみた場合、本件宅地の東側周辺宅地が接道義務を果たすという道路位置指定の目的は失われ、本件残地部分を位置指定道路として維持する必要性は消滅している。位置指定道路として同じ扱いを長らく受けてきた本件土地と本件残地について、前者は収用対象とされた一方、後者は収用対象外とされ、位置指定道路としての本来の機能が認められないままに、不整形な形の所有地として残置されるに至っている。こうした状況は、収用事業の進め方としては、土地所有者に対し不当な扱いを行う等の評価を可能にするものであり、適切なものということとはできない。本件では、特定行政庁において本件残地について共有者全員の承諾を得て道路位置指定の取消しをした上、処分庁において残地収用を認めるほうが、法第76条が損失補償制度の一環として規定している残地収用制度の趣旨に合致しているというべきである。